

新潟市議会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

新潟市議会議長 高橋 三義

新潟市議会規程第1号

新潟市議会事務局規程の一部を改正する規程

新潟市議会事務局規程（昭和34年新潟市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（準用）」に改め、同条中「服務」の次に「，人事評価その他の身分取扱い」を加える。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。